

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	77 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	71 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	30 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から42年3月まで
② 昭和56年7月から同年9月まで

昭和39年9月から42年3月までは、修業中の身であり、親方が国民年金保険料を納付してくれていた。「国民年金保険料を払っているからな。」と親方から言われたことをはっきりと覚えている。

また、昭和56年7月から同年9月までの私の保険料は、妻が妻の分と併せて納付した。妻は保険料が納付済みとなっているのに、私だけ未納とされていることには納得できない。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金被保険者資格取得手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする者（親方）は既に死亡しているため、加入手続時の状況、国民年金保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和42年5月であり、申立人の国民年金加入手続はこのころに行われたものとみられ、この時点では、申立期間①のうち、39年9月から40年3月までの保険料は、既に時効のため、納付することができなかった。

さらに、申立期間①のうち、上記国民年金加入手続が行われたとみられる昭和42年5月ごろにおいて時効前であった40年4月から42年3月までの保険料が過年度納付されたことをうかがわせるまでの事情及び関連資料（確

定申告書、家計簿、日記等)は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、オンライン記録上、保険料の納付を開始したとされる昭和42年4月以降、60歳到達までの国民年金加入期間において保険料が未納とされているのは申立期間②のみであり、かつ、3か月と短期間である。

また、申立期間②の前後の期間の保険料は納付済みとされているのに、申立期間②のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、妻が妻の分と併せて申立人の申立期間②の保険料を納付していたとしているところ、妻は、同期間の保険料は納付済みとされている。

加えて、申立期間②の保険料を納付していたとする妻は、国民年金加入期間において保険料の未納は無いほか、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に行っているなど、年金への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 2163 (事案 57 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 44 年に店を開業して平成 15 年に立ち退きで廃業するまでの 34 年間、妻と二人で就業していた。昭和 48 年から青色申告をしていたが、国民健康保険と国民年金は全額控除の対象となるので税金対策に一番重要なものだった。申立期間の国民年金保険料が未納であることは絶対にあり得ない。

当初の判断後、申立期間当時は家業が一番順調な時でもあったことを思い出したので、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初は昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までと併せて申立てが行われたものであり、52 年 4 月から 53 年 3 月までについては、国民年金保険料の納付があったものと認められるとしたものの、申立期間については、i) 口座振替で保険料を納付していた期間であり、何らかの事情により引き落としできなかったと推認されること、ii) 申立人は、後日納付した覚えは無い旨述べており、55 年 10 月から同年 12 月までは、申立人の妻も未納であること等をもって保険料の納付があったとは認められないと判断し、上記 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間についてのみ年金記録の訂正が必要とする平成 20 年 3 月 14 日付けの総務大臣通知が行われている。

しかしながら、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる昭和 40 年度以降、平成 13 年度までの長期にわたる期間（うち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までは上記のとおり当初申立てにより納付済みとされた。）において保険料が未納とされているのは申立期間の 6 か月と短期間であることから、当初の

申立てにおいて、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までについて保険料の納付を認めるとした判断理由のとおり、申立人の保険料の納付意識は高かったと考えられる上、同年 10 月から申立人名義の口座により夫婦二人分の保険料の口座振替を開始していることも、保険料を確実に継続的に納付するとの高い納付意識に基づくものであったと考えられ、今回の申立てにおいて、「申立期間当時は家業が一番順調な時でもあった。」としていることを踏まえると、申立期間について未納とされているのは不自然である。

また、上述のとおり、申立人の納付意識が高かったと考えられることから、申立人は、納付書が発行された場合には、申立期間の保険料についても納付すると思われ、当初申立てにおいて保険料の納付が認められるとした昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までについては過年度納付を行ったものと考えられるところ、国民年金被保険者台帳によれば、申立人に対して申立期間に係る納付書が発行されたこともうかがわれることから、同期間についても過年度納付を行っていたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年3月までの期間及び41年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から40年3月まで
② 昭和41年1月から同年3月まで

私は、昭和39年8月末で会社を退職し、自営業を始めた。国民年金の加入手続は、自分でA市役所へ出向いて行った。国民年金保険料は、両親と同居していた期間は母親が私たち夫婦の分も一緒に納付し、B町に転居してからは妻が自身の分と一緒に納付してくれていた。一緒に納付していた母親や妻には申立期間を含め未納が無いにもかかわらず、私のみが申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2期間で合計しても10か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人及びその妻共に複数年にわたり前納しているほか、申立人の保険料を納付していたとするその母親及び妻の納付記録を見ると、母親は、国民年金発足時の昭和36年4月から、妻は国民年金の資格を取得した40年1月から、それぞれ60歳到達の前月までの国民年金加入期間はすべて納付済みとされていることから、保険料の納付意識の高い家庭であったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、加入手続後の保険料はA市からB町に転居した昭和41年2月ごろまでは同居していた母親が申立人及びその妻の分も一緒に納付していたとしているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、申立人については資格

取得日を39年9月1日として、妻は40年1月21日として、共に同年6月14日に払い出されていることから、このころに申立人及びその妻の加入手続きが行われたものとみられる。この記号番号払出日を基準とすると、申立期間①については過年度納付が可能であり、妻も同年1月から同年3月までの期間は過年度納付となるものの、当該期間の保険料は納付済みとされている。このため、申立期間①の保険料のみが未納とされているのは不自然であり、申立人及びその妻の保険料と一緒に納付したとする母親が妻の過年度納付されたとみられる期間の保険料と一緒に^{そきゅう}遡及納付可能な申立期間①の保険料を納付したものとみられる。

加えて、公簿によると、申立人及びその妻は、昭和41年2月21日にB町に転入したとされており、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿においても「41. 2. 21 B町へ移管」と記載されていることから、A市からB町に転出する際に申立人の住所変更手続きが適切に行われていたことがうかがわれる上、同町に転入してからは申立人の分と一緒に保険料を納付していたとする妻は申立期間②の保険料は納付済みとされていることから、妻が申立人の申立期間②の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年6月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年9月まで
② 昭和51年4月から同年6月まで
③ 昭和52年1月から同年3月まで

婚姻後の国民年金保険料は、私が夫婦二人の分を一緒に集金人に納付していたが、生活が苦しい時は納付を待ってもらっていた。そんな中で、納付時期ははっきり覚えていないが、夫婦のそれまで未納であった期間の保険料を、かなりの金額だったがまとめて納付し、集金人から小さい領収書を受け取り、これで全額納付済みとなったと言われ、安心したことを覚えている。その後は、きちんと集金人に保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間を含む婚姻（昭和40年6月）前の期間の国民年金保険料納付について明確には記憶しておらず、婚姻後にそれまでの未納保険料をまとめて納付したことがあるとしているが、納付したとする保険料額、納付対象期間等の詳細についての記憶は無い。

また、オンライン記録、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び申立人が所持する国民年金手帳では共に、申立人は昭和38年9月に国民年金の資格を喪失（厚生年金保険被保険者資格取得による。）し、39年10月に資格を再取得したと記載されている。このため、申立期間①は国民年金に未加入であり、申立期間①の当時又は後日（婚姻後）にも、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②及び③については、申立人は、国民年金加入期間 189 か月（第 3 号被保険者期間を除く。）のうち、これら申立期間の 6 か月を除く期間の保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人の国民年金被保険者台帳の記載から、申立人は、昭和 46 年度から 52 年度まで（申立期間②及び③並びに厚生年金保険被保険者期間を除く。）の保険料をすべて現年度納付したことが確認でき、申立期間②及び③の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 52 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から40年3月まで

昭和35年2月に夫婦そろって国民年金に加入し、夫婦二人の保険料を集金人に納付していた。保険料の額は、当初は100円で、その後150円、200円と上がっていった。国民年金手帳は41年に初めてもらい、それからは、保険料を納付すると、集金人が国民年金手帳に領収印を押していたが、国民年金手帳が無い時期には、女性の集金人が毎月自宅に来て、マス目のある薄い1枚の紙に押印していたことを覚えているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人は、国民年金制度発足当初にその妻と共に国民年金の加入手続を行ったことが確認できる。申立人は、国民年金に加入以降60歳に到達するまで申立期間を除き未納は無いほか、昭和41年度から58年度までの保険料はすべて現年度納付したことが申立人の国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の記載により確認でき、保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間の直前の昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料は納付済みと記録されている。一方、申立人の国民年金手帳記号番号はA市B区で払い出されており、申立人の住民票の記載から、46年3月まで申立人が同区に居住していたことが確認できる。このことから、申立人が同区で国民年金の加入手続を行い、申立期間当時にも同区に居住していたにもかかわらず、申立期間の直前の3か月の保険料のみを納付し、以後の申立期間の保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとする妻は、申立期間

当時の保険料の納付方法について、集金人が訪れて1枚のマス目のある薄い紙に領収印を押していたとするなど、記憶は明確であるほか、保険料額に関する妻の記憶も当時の保険料額と一致する。

加えて、申立期間当時、申立人の居住地周辺では、申立人以外にも、妻が主張する納付方法とほぼ同様の方法で集金人に国民年金保険料を納付したが、未納とされているとする事例が複数あり、妻の説明には信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から41年3月まで

昭和35年2月に夫婦そろって国民年金に加入し、夫婦二人の保険料を集金人に納付していた。保険料の額は、当初は100円で、その後150円、200円と上がっていった。国民年金手帳は41年に初めてもらい、それからは、保険料を納付すると、集金人が国民年金手帳に領収印を押していたが、国民年金手帳が無い時期には、女性の集金人が毎月自宅に来て、マス目のある薄い1枚の紙に押印していたことを覚えているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人は、国民年金制度発足当初にその夫と共に国民年金の加入手続を行ったことが確認できる。申立人は、国民年金に加入以降60歳に到達するまで申立期間を除き未納は無いほか、昭和41年度から58年度までの保険料はすべて現年度納付したことが申立人の国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の記載により確認でき、保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間の直前の昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料は納付済みと記録されている。一方、申立人の国民年金手帳記号番号はA市B区で払い出されており、申立人の住民票の記載から、46年3月まで申立人が同区に居住していたことが確認できる。このことから、申立人が同区で国民年金の加入手続を行い、申立期間当時にも同区に居住していたにもかかわらず、申立期間の直前の3か月の保険料のみを納付し、以後の申立期間の保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間のうち昭和40年度の国民年金保険料については、夫は納

付済みである。一方、申立人夫婦の国民年金手帳に記載されている保険料納付日の記録から、申立人夫婦が保険料を一緒に納付していた状況が確認でき、同年度の保険料を夫のみが納付し、申立人が納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法について、集金人が訪れて1枚のマス目のある薄い紙に領収印を押していたとするなど、記憶は明確であるほか、保険料額に関する申立人の記憶も当時の保険料額と一致する。

このほか、申立期間当時、申立人の居住地周辺では、申立人以外にも、申立人が主張する納付方法とほぼ同様の方法で集金人に国民年金保険料を納付したが、未納とされているとする事例が複数あり、申立人の説明には信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和64年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月31日から64年1月1日まで

私は昭和64年正月明けにA社に退職願を出して退職したのに、63年12月30日で退職した記録になっているのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた給与明細書によれば、申立人が昭和63年4月から同年12月末日までA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年12月の給与明細書における保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書により、事業主が資格喪失日を昭和63年12月31日と社会保険事務所（当時）に届け出たことが認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32年9月から33年9月までは9,000円、同年10月から34年9月までは8,000円、同年10月から35年4月までは9,000円、同年5月から37年2月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月1日から37年3月21日まで

私の夫の厚生年金保険は、昭和32年7月1日から同年9月1日まではA社、37年3月21日からはB社で被保険者記録が確認できる。

しかし、夫は、昭和32年7月から37年3月までA社で荷役の仕事をしていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年7月から37年3月までA社に勤務し、荷役の業務に従事したとしているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、32年9月1日に厚生年金保険の資格を喪失したものとされている。

しかし、申立期間にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人と同日の昭和37年3月21日に同社からB社に異動している同僚4人は、同社に入社するまで、A社の厚生年金保険の被保険者記録は継続していることが確認できる上、当該同僚のうち、2人は、「同社では、私も申立人も荷役の仕事をしており、申立人と一緒に同社を退職しB社に入社した。」と証言し、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録がある当時の上司も、「申立人はB社に

入社するまでA社で荷役の業務に従事していた。」と証言していることから、申立人が同社で同年3月20日まで継続して勤務し、申立期間における職務内容や勤務形態に変更は無かったと認められる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の厚生年金保険被保険者数(87人から160人)は、当時の複数の同僚が証言している申立期間におけるA社の従業員数(50、60人から120人程度)を超えていることから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していた状況がうかがわれる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時代の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和32年9月から33年9月までは9,000円、同年10月から34年9月までは8,000円、同年10月から35年4月までは9,000円、同年5月から37年2月までは1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間における事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届など、いずれの機会においても、社会保険事務所(当時)が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和32年9月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から37年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年12月4日、資格喪失日に係る記録を4年1月15日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月4日から4年1月15日まで
申立期間はA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、並びに事業主から提出された申立人の入社及び退職時期に関する書類から判断して、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社の現在の経理担当者は、「申立人は正社員だったと思われる。正社員であれば、厚生年金保険の被保険者資格取得手続をしていた。」と証言している。

さらに、申立人と同時期にA社に入社した同職種の同僚で在籍記録のある者は、すべて厚生年金保険被保険者としての記録があることから、当時、同社においては、すべての社員が厚生年金保険被保険者の資格を取得していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同僚の標準報酬月額の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に資格喪失届も提出されているところ、これらのいずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年12月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本店における資格取得日は昭和27年2月1日、資格喪失日は30年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年2月から28年1月までは4,500円、同年2月から同年10月までは7,000円、同年11月から30年4月までは8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から30年5月1日まで

申立期間については、A社本店に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、製造の作業員としてA社本店に勤務していたと申し立てているところ、オンライン記録により、申立人と氏名が酷似し（名前が二文字異なる。）、生年月日が同年で約5か月相違する基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和27年2月1日資格取得、30年5月1日資格喪失。）が確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳により、申立人の酷似名で、A社本店において昭和27年2月1日に被保険者資格を取得し、30年5月1日に資格喪失している記録が確認できる上、同記号番号払出票においても、27年2月1日に資格取得している記録が確認できる。

さらに、A社本店から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更（算定基礎）届において、申立人と酷似した従業員の氏名が記載されていることが確認できる。

一方、申立人のA社本店での職務内容、同僚等に関する証言は、非常に詳細かつ具体的で信ぴょう性がある上、当時の複数の同僚が申立人のことを記憶していることから判断して、申立人が同社に勤務していたことが推認できるとと

もに、申立期間当時の同僚の中に申立人と同姓の者はいない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人のA社本店における資格取得日は昭和 27 年 2 月 1 日、資格喪失日は 30 年 5 月 1 日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和 27 年 2 月から 28 年 1 月までは 4,500 円、同年 2 月から同年 10 月までは 7,000 円、同年 11 月から 30 年 4 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 9 月 6 日まで

私は、昭和 46 年 4 月 1 日から A 社 B 支店に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された従業員名簿及び雇用保険の記録により、申立人が昭和46年4月1日からA社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「昭和40年代で、申立期間とは別の年度の4月に入社した女性社員11人について厚生年金保険被保険者の資格取得状況を確認したところ、試用期間であっても、全員が入社日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間の年度については、何らかの手違いがあったものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和46年9月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案3198

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 27 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 62 年 10 月末までA社に勤務したのに、10 月分の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 2 月 10 日から 62 年 10 月 31 日までA社において、派遣先の事業所で技能補助業務に従事し、その間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していたとしているが、オンライン記録では、同年 10 月 27 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人のために開催されたと思われる送別会で撮影された写真に昭和 62 年 10 月 31 日の日付が印字されていること、及び雇用保険被保険者離職票の離職日は同年 10 月 31 日となっており、当該月の被保険者期間が申立期間を含む日数を対象期間としている上、これに相当する賃金が支払われていることから、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、複数の同僚から提出された給料支払明細書において、当該同僚は、A社に入社した月から退職した月まで厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、A社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除したことを

認めており、同社の当時の事業主は、「A社と派遣先との間で何らかの事務連絡ミスが生じ、同社における厚生年金保険の資格喪失日を昭和62年11月1日とすべきところを誤って同年10月27日にしてしまったものと思われる。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年9月のオンライン記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったことを認めていることから、事業主が昭和62年10月27日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月20日から7年1月6日まで

前職を退職後、すぐの平成6年12月20日にA社に入社した。私の入社日の前日に入社した同僚は、入社日と同日付けで資格を取得していると聞いた。私の記録が翌年1月6日からとなっていることに納得がいかない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社が保管している申立人に係る雇用契約書及び複数の同僚の証言により、申立人が平成6年12月20日付けで同社に採用され、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の後継会社は、「当時の賃金台帳等の資料が無く詳細は不明であるが、申立人と同時期に入社が確認できた同僚3人は、入社日と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから、申立人についても給与から保険料を控除していたと思われる。」と回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成7年1月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社が加入する

B厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届によれば、申立人の加入員資格取得日を平成7年1月6日と届け出ていることが確認できること、厚生年金保険の記録における資格取得日は、雇用保険の記録及びC健康保険組合の記録における資格取得日と同じ同年1月6日であり、公共職業安定所、C健康保険組合及び社会保険事務所（当時）のいずれもが誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同年1月6日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和34年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月1日から35年1月4日まで

A社B支店には前社在職中に入社し、運転手をしていた。厚生年金保険の被保険者記録が5か月途切れているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた人事記録により、申立人が昭和34年8月1日から同社B支店に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「一般的な取扱いとして、正社員については、採用と同時に社会保険に加入させていたことから、申立人についても、人事記録で正社員として採用となっている昭和34年8月から、厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」と回答している上、同僚は、正社員採用と同時に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年1月の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案3201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和19年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年10月1日から19年1月1日まで
給与明細書のとおり、A社で働き、年金保険料を支払っていた。
労働者年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた給与明細書により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和19年1月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から40円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年12月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月15日から37年1月1日まで
亡夫は、A社に昭和22年8月10日に入社し、60年6月30日に退職するまで継続して勤務していた。申立期間当時、同社C支店から同社B支店に転勤しており、この期間の被保険者記録が抜けているので、調査してほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた健康保険資格者名簿、社員名簿及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年12月15日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和37年1月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は同社B支店における資格取得日を昭和37年1月1日として届け出たと思うと誤りを認めていることから、社会保険事務所(当時)は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月31日から同年11月1日まで

A社での厚生年金保険の資格喪失日は昭和59年10月31日とされているが、源泉徴収票では退職年月日は同年10月31日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた源泉徴収票及び給料明細書により、申立人は、昭和58年12月12日から59年10月31日までA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の報酬額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格喪失日を昭和59年10月31日として届け出たと誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和37年4月1日、資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和33年11月20日から37年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日(33年11月20日)及び資格取得日(37年4月1日)を取り消し、当該期間の標準報酬月額については、33年11月から35年9月までは1万2,000円、同年10月から37年3月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月20日から38年2月まで

私は、昭和33年5月2日から38年2月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、33年11月20日に資格喪失したととされ、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

私は、昭和35年に結婚し、翌36年に子供が生まれており、そのような状況で会社を辞めることはありえないし、健康保険も必要であったはずである。

保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間もA社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和37年4月1日から同年10月1日までの期間については、

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、同年10月9日付けで、A社の親族及び申立人の二人が、同年4月1日に被保険者資格を取得し、連番で被保険者台帳記号番号が払い出されていたことが確認できるとともに、オンライン記録においても、申立人が同社において、同年4月1日に健康保険整理番号*番で被保険者資格を取得した記録が確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該親族の同原票は、健康保険整理番号*番で管理されているにもかかわらず、健康保険整理番号*番の申立人の同原票は確認できず、社会保険事務所（当時）の申立人に係る年金記録管理に不備が認められる。

さらに、上述のとおり、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人の記号番号が昭和37年10月9日に払い出されていることが確認できることから、申立人は、少なくとも同年10月上旬まではA社に勤務していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和37年4月1日、資格喪失日は同年10月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社の同僚の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和33年11月20日から37年4月1日までの期間については、申立人の職務内容に係る主張、及びA社の事業主の証言により、申立人は、当該期間においても職種や雇用形態に特段の変更なく、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立期間当時、A社の厚生年金保険被保険者であった同僚には、申立人のような被保険者期間の欠落は見られず、記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和33年10月の記録及び同僚の記録から、同年11月から35年9月までは1万2,000円、同年10月から37年3月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年11月から37年3月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと

認められる。

一方、申立期間のうち、昭和37年10月1日から38年2月までの期間については、A社には、申立期間当時の人事記録等は保管されていない上、申立期間当時に同社において被保険者であった者は、いずれも死亡しているか、連絡先が判明しないため、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできず、ほかに、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年10月1日から19年3月1日までの期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を18年10月1日に、資格喪失日に係る記録を19年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月5日から19年3月1日まで

私は、昭和18年4月5日にA社C支店に入社し、数か月の研修期間を経た後、同年10月から19年2月まで同社B支店に勤務していたが、寮が火事になり、住む場所が無くなったため、19年3月に同社C支店に戻り、終戦まで勤務し、20年8月末ごろ解雇された。

しかし、社会保険庁（当時）の労働者年金保険被保険者記録では、昭和19年3月1日以降のA社C支店の記録はあるが、申立期間の記録が無いので、申立期間について、労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店健康保険組合の被保険者名簿により、申立人が昭和18年4月1日に同社同支店で健康保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚及び申立人と同日の昭和19年3月1日にA社C支店で資格取得している多数の同僚のうち、連絡が取れた4人中2人が、申立人を記憶している上、当該4人が記憶している同社B支店への異動経緯、業務内容、同社C支店に復帰することとなった経緯、終戦後の支店閉鎖に至る経緯などの説明には具体性があるとともに、その説明内容は申立内容とも符合していることから、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、当該同僚を含め、昭和19年3月1日にA社C支店で資格取得している多数の同僚のうち、約70人の被保険者記録を確認したところ、いずれも申立人と同様に申立期間の被保険者記録が無いが、戦時下という当時の社会状

況を勘案すると、申立人を含めて当該多数の同僚が申立期間に勤務していなかったとは考え難い。

加えて、A社B支店の労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じ昭和3年度生まれの者が昭和18年8月31日付けで大量に資格取得していることが確認できるところ、このうち、複数の者が、「A社B支店には学校卒業後の昭和18年4月に入社したが、数か月の研修期間があった。」としていることから、同社では、入社後数か月間の研修期間中は労働者年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものの、正規配属後は被保険者資格を取得させていたことが推認できる。

一方、申立人のA社B支店への異動時期については、これを確認できる関連資料等はないが、申立人が「異動時期は秋口であり、毎年10月に行われる地元の祭りに参加できなかった記憶がある。」と具体的に主張していること、及び同僚が「10月1日付けで異動した記憶がある。」と証言していることから判断して、昭和18年10月1日であったものと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和18年10月1日から19年3月1日までの期間においてA社B支店に勤務し、当該期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B支店の同僚の記録から、40円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないが、事業主から申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和18年10月から19年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和18年4月5日から同年10月1日までの期間については、上述のとおり、A社C支店健康保険組合の被保険者名簿により、申立人が同社同支店に勤務していたことについては認められる。

しかし、申立人及び同僚の証言から判断して、当該期間は研修期間中であったものと認められるところ、上述のとおり、A社では入社後、数か月の研修期間を経て正式に配属先を決定し、研修期間中は労働者年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いを行っていたことが推認される。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和22年5月10日、資格喪失日は24年5月1日、C社D支店における資格取得日は30年2月11日、資格喪失日は同年4月3日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年5月は420円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは5,700円、同年12月から24年4月までは8,100円、30年2月及び3月は1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年8月から25年2月までのうち約2年間
② 昭和30年2月11日から同年4月3日まで

時期は不確かではあるが、私は、昭和21年8月から25年2月までのうち、約2年間、A社B支店に勤務していた。また、E社F支店に勤務する前の数か月間、C社D支店で技術者として勤務していた。

保険料控除を確認できる資料は無いが、A社B支店及びC社D支店で勤務していたことは間違いない上、厚生年金保険の被保険者資格を取得していた記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和21年8月から25年2月までのうち、約2年間A社B支店に勤務していた。」としているところ、同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同呼称の被保険者記録（昭和22年5月10日資格取得、24年5月1日資格喪失。）が確認できるとともに、当該記録は基礎年金番号に未統合の被保険者記録であることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳は2枚保管されているが、このうち、申立期間①の前に作成された同被保険者台帳に記載されている名前の漢字は、当該未統合記録と同じであることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人のA社B支店における資格取得日は昭和22年5月10日、資格喪失日は24年5月1日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和22年5月は420円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは5,700円、同年12月から24年4月までは8,100円とすることが妥当である。

申立期間②について、C社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が1日違いの被保険者記録（昭和30年2月11日資格取得、同年4月3日資格喪失。）が確認できるとともに、当該記録は基礎年金番号に未統合の被保険者記録であることが確認できる。

また、申立人のもう一枚の厚生年金保険被保険者台帳には、C社D支店における昭和30年2月11日から同年4月3日までの被保険者記録が記載されているとともに、当該被保険者台帳に記録されている生年月日は、当該未統合記録の生年月日と同じであることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人のC社D支店における資格取得日は30年2月11日、資格喪失日は同年4月3日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年11月1日に、同社本社における資格取得日に係る記録を30年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月1日から30年2月1日まで
② 昭和30年12月25日から31年1月5日まで

私は、昭和26年3月に学校を卒業した後、A社に入社し、31年3月に同社が倒産するまで勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社に係る記録に空白期間があることが分かった。

転勤はしたが、申立期間も継続して給与から厚生年金保険料を控除されていたのは確かなので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚は、いずれも申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者記録が継続しているところ、当該同僚は、申立人が申立期間も同社に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かったと証言している。

また、当該同僚のうち、総務部門で勤務していた同僚は、「支店や工場などの事業所ごとで厚生年金保険の適用事業所となっていたが、資格得喪の手続は本社が一括して行っていたため、支店や工場では、資格得喪日がどのようになっているか分からなかったが、給与から保険料は継続して控除していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動した後、同社同支店から同社本社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる関連資料は無いが、申立期間①については、昭和29年10月にA社B支店に異動命令を受けたものの、事情があってしばらくC県に出張していたとしている申立人の説明には不自然さは無く、異動に伴い同社本社が同年11月1日に資格喪失させたものの、C県へ出張により同社B支店への着任が遅れたため、同社同支店における資格取得手続も遅延した可能性が考えられることから、同社本社から同社B支店への異動日は同年11月1日とすることが妥当であり、申立期間②については、同社B支店は30年12月25日に全喪しており、申立人の被保険者資格は同日をもって同社同支店から同社本社に移管されるべきところ、その手続が遅延した可能性が考えられることから、同年12月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和30年2月、同社本社における31年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案3208

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月20日から同年3月1日まで
② 昭和53年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和31年2月20日から平成11年3月31日までA社に勤務した。このことは、同社B支店が発行した在籍証明書により確認できる。

しかし、申立期間①については、昭和31年2月20日に入社したにもかかわらず、資格取得日は同年3月1日となっており、申立期間②については、53年10月1日付けでA社C支店に転勤になったが、同年9月30日までは同社B支店に勤務していた。

確かにA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録、A社B支店発行の在籍証明書及び同社の事務担当者の証言から判断して、申立人が同社に継続して勤務し（昭和53年10月1日に同社B支店から同社C支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和53年8月の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日を誤って届け出たと認めていることから、事業主が昭和53年9

月30日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、在籍証明書及び複数の同僚の証言により、申立人がA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B支店の事務担当者及び経理部に勤務していた同僚は、「月の途中で入社した場合、慣例的に社会保険手続は資格取得日を翌月1日で行っていた。」としているところ、同社同支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、1日付けで資格を取得している者が多いことが確認できるとともに、複数の同僚が、自分が記憶している入社時期より資格取得年月日が少し遅いとしていることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

また、A社には申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3209～3257（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）については、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} (別添一覧表参照)
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : <申立期間>（別添一覧表参照）

A社から支給された申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。

事業主が保管している賞与支給控除一覧表により、申立期間についても、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与支給控除一覧表の写しにより、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）については、＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 49 件（別添一覧表参照）

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間（納付記録の訂正が必要な期間）及び標準賞与額	
						平成16年12月20日	平成19年7月10日
						標準賞与額	標準賞与額
3209			男	昭和44年生		18万 5,000円	58万 円
3210			男	昭和41年生		18万 8,000円	72万 円
3211			男	昭和51年生		15万 4,000円	43万 円
3212			男	昭和48年生		16万 円	39万 円
3213			男	昭和53年生		15万 5,000円	55万 円
3214			男	昭和51年生		16万 円	58万 円
3215			男	昭和53年生		15万 5,000円	55万 円
3216			男	昭和51年生		15万 円	57万 円
3217			男	昭和53年生		15万 5,000円	47万 円
3218			男	昭和51年生		15万 円	60万 円
3219			男	昭和51年生		15万 5,000円	62万 円
3220			女	昭和56年生		15万 4,000円	38万 円
3221			男	昭和53年生		14万 5,000円	59万 円
3222			男	昭和50年生		15万 3,000円	46万 円
3223			男	昭和53年生		15万 4,000円	42万 円
3224			男	昭和56年生		15万 円	48万 円
3225			男	昭和54年生		15万 4,000円	48万 円
3226			男	昭和53年生		14万 8,000円	46万 円
3227			男	昭和50年生		10万 円	37万 円
3228			男	昭和55年生		10万 円	40万 円
3229			男	昭和53年生		10万 円	40万 円
3230			男	昭和59年生		10万 円	43万 円
3231			男	昭和47年生		10万 円	52万 円
3232			男	昭和56年生		10万 円	42万 円
3233			女	昭和53年生			40万 円
3234			男	昭和39年生			42万 円
3235			男	昭和51年生			38万 円
3236			男	昭和53年生			40万 円
3237			男	昭和48年生			56万 円
3238			男	昭和57年生			40万 円
3239			男	昭和56年生			44万 円

項番	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	住所	申立期間（納付記録の訂正が必要な期間）及び標準賞与額	
						平成16年12月20日	平成19年7月10日
						標準賞与額	標準賞与額
3240			男	昭和48年生			44万 円
3241			女	昭和52年生			43万 円
3242			男	昭和55年生			42万 円
3243			男	昭和51年生			40万 円
3244			男	昭和60年生			35万 円
3245			男	昭和58年生			44万 円
3246			女	昭和53年生			40万 円
3247			男	昭和50年生			47万 円
3248			男	昭和54年生			34万 円
3249			男	昭和57年生			34万 円
3250			男	昭和57年生			35万 円
3251			男	昭和57年生			38万 円
3252			男	昭和54年生			36万 円
3253			男	昭和58年生			38万 円
3254			男	昭和55年生			34万 円
3255			男	昭和53年生			37万 円
3256			男	昭和52年生			31万 円
3257			男	昭和56年生			32万 円

愛知厚生年金 事案3258

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和40年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月30日から同年12月1日まで

私は、A社に勤務していたが、当時の同僚が同社勤務中の期間に厚生年金保険の被保険者期間に欠落があるとして第三者委員会に申立てをしたと聞いたので、私の被保険者記録を確認したところ、私にも欠落期間があることが分かった。同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された人事記録から判断して、申立人が同社に継続して勤務し(昭和40年11月30日に同社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和40年12月の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、事業主が資格取得日を昭和40年12月1日と届け出たことが確認できることから、事業主が同年12月1日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社を退職する際に、事業主に「5月末日までの勤務」との希望を出し、了承を得て5月31日をもって退職した。しかし、社会保険事務所（当時）で被保険者記録を確認したところ、資格喪失日が平成4年5月31日となっていることを知った。同年5月は、31日が日曜日であったため、同社の事務担当者が誤って届け出たと思われる。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の資料は保存していないが、当時は就業規則に月末退職に関する取扱いが決まっていなかったことから、取扱いがまちまちであった。手続誤りの可能性が高い。」と回答しているところ、申立人の資格喪失日（平成4年5月31日）が日曜日に当たっていることから、事務担当者が、申立人の最後の出勤日（同年5月30日）を退職日として、誤った資格喪失に係る届出を行った可能性が考えられる。

また、A社は、「当社の給与は、毎月末日締め、翌月10日支払、厚生年金保険料は当月控除。」と回答しているところ、申立人と同様に月末に資格喪失している同僚の給与明細書によると、資格取得月の給与から厚生年金保険料を控除されている上、退職月の給与からも当該保険料を控除されていることを確認できる。

さらに、申立人には申立期間の直後から国民年金の被保険者期間が確認できるところ、申立人は、「A社を5月末日で退職したので、国民年金の手続を6月1日付けで行った。」と当時の状況を説明している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成4年4月のオンライン記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成4年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年9月から36年8月1日まで
② 昭和37年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和35年9月から39年8月27日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について空白の期間があるため、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社の総務部は、「従業員経歴簿によると、申立人が当社に継続勤務していたことは確かであり、B支店からC支店への異動の際、B支店の資格喪失日を昭和37年3月1日とすべきところ、同年2月28日と誤ったのではないか。」と証言している。

また、複数の同僚は、当該期間において、申立人はA社B支店及び同社C支店に継続して勤務していた(勤務地及び職種等の変更が無く所属が変更となったことを当時は知らなかった。)旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和37年3月1日に同社B支店から同社C支店に異動。)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和37年1月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は不明としているが、事業主が、資格喪失日を昭和37年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、A社から提出された従業員経歴簿及び複数の同僚の証言から判断して、申立人は、昭和35年9月27日に同社で臨時に現地採用され、当該期間において同社B支店に勤務していたことが認められる。

しかし、A社B支店は、オンライン記録によると、昭和36年8月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間①については、適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は保管しておらず、当時の保険料控除については不明と回答している上、申立人は、当該保険料控除に関する記憶が無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3261

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月31日から同年2月1日まで

私は、A社を退職する際、昭和46年1月末日をもって退職する旨願い出たにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日が、同年1月31日となっていることに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された稟議書（退職関係人事発令の件）には、「昭和46年1月31日付 依願退職を許す。」とあり、勤続期間について「至昭和46年1月31日」と記載されていることから、申立人は、同年1月31日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「現在は、稟議書に記載されている退職日を基に厚生年金保険の手續及び厚生年金保険料の控除を行っていることから、正しくは資格喪失日を昭和46年2月1日とされるところ、誤って手續されたと思われる。」と回答している。

なお、A社は、「厚生年金保険の手續は、当時も現在と同様に本社で一括して手續をしており、1月31日が退職日であるところ、申立人の1月分の給与から12月分と1月分の2か月の厚生年金保険料を控除していたものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和45年12月の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って昭和46年1月31日として届け出たため、同年1月の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 11 日から同年 7 月 3 日まで
② 昭和 38 年 5 月 27 日から 40 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間について、A社及びB社での勤務期間に係る脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金を受給した覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で管理されている女性33人のうち、申立人以外に脱退手当金の支給記録がある者は5人と少なく、そのうち連絡先が把握できた1人は、自分で請求手続をしたと証言していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①より前の2社における被保険者期間についてはその基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、当該2社は、申立人が中学卒業後に最初に勤務した会社及び同社勤務中に次の会社を探して転職した会社であり、申立人はこの経緯を鮮明に記憶していることから、申立人が当該2社を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月4日から37年1月21日まで
私は母が病気のため退職し、A県の実家に戻った。その後、昭和37年9月に結婚して、B県に引っ越した。そのため、日常生活はばたばたしていて、脱退手当金について、何も手続をしておらず、また、会社からも何もしてもらっていないので、調査して、申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和38年3月18日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者で、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録において脱退手当金の支給が確認できた者については、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるが、申立人の同名簿にはその表示が無い。

さらに、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者が記録されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示がある者の中には、オンライン記録における脱退手当金の支給記録が無い者がいるが、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る被保険者記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

加えて、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、5回の被保険者期間のうち、4回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

昭和45年ごろ、自宅に来たA市B区役所の職員に勧められ、夫婦二人一緒に国民年金に加入した。保険料は区役所からの集金があり、二人分の保険料を納付していた。当時、私が店の事も含めてお金を管理して、すべての支払を行っており、夫は関与していなかったため、支払については確かな記憶がある。申立期間の保険料が夫のみ納付とされており、私が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろ、夫婦同時に国民年金に加入したとしているが、夫は36年4月の国民年金制度発足時から国民年金に加入しており、昭和36年度分の国民年金保険料を納付したとされていることから、国民年金加入に係る申立人の主張との齟齬が認められる。

また、申立人は申立期間に納付した保険料額については記憶が無いとしている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年2月に払い出されたものであり、この記号番号により同年4月ごろに国民年金被保険者資格取得手続きが行われたものとみられるが、上記同年2月に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人の国民年金被保険者資格取得手続きは同年4月に初めて行われたとみられ、この時、申立人は38年*月の20歳到達時にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたものとみられる（その後、申立人の当初の国民年金被保険者資格取得日は平成

18年10月の記録訂正によりC社退職後の昭和39年11月1日に変更されている。)。このため、申立期間当時、申立人は国民年金には未加入であったことになり、保険料を現年度納付することはできなかつたとみられるほか、A市の集金人は現年度保険料のみ取り扱っていたことから、申立人は、申立期間の保険料について、申立人が主張するように夫の分と一緒に、集金人に納付することはできなかつたとみられる。

加えて、A市の記録でも、申立期間は「未入金」とされており、申立人が主張するように保険料の納付が行われたこととはされていない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から49年3月まで

国民年金に20歳から加入すべきことを私も母も知らず、区役所からは通知も無く、母も気付かずにいた。昭和49年10月ごろ、私の妻がA市B区役所に婚姻届を提出に行った際、係の人から私がそれまで国民年金に加入していなかったことを教えられ、妻が加入手続をした。その時、さかのぼって保険料を支払えることを聞き、申立期間の保険料について分割払いとしてもらい、同市C区にあった妻の勤務先に来ていた同市B区の集金人に現金で2、3回支払ったので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳が昭和49年10月*日に発行されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号が同年10月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続は、その主張するとおり、同年10月ごろに行われたとみられ、申立人は、当時実施されていた第2回特例納付（同年1月から50年12月まで実施。）及び過年度納付の併用により申立期間の国民年金保険料をすべて納付することは可能であった。

一方、申立人の申立期間の保険料を納付したとする妻は、申立期間の保険料については、一括で納付することが困難であったことから分割払いとしてもらい、A市C区にあった妻の勤務先に来ていた同市B区の集金人に納付したとしているが、申立期間の保険料の総額を聞いた記憶は無く、分割回数について相談した記憶も明確ではない。

また、特例納付及び過年度納付は、通常、納付書により金融機関で納付するものである上、A市では区役所窓口でも特例納付及び過年度納付に係る納付書も発行していたことから、納付書によらず、集金人に納付したとする主張は不

自然である上、同市の集金人は、現年度保険料のみ取り扱っており、過年度保険料であった申立期間の保険料を同市の集金人に納付することはできなかった。

さらに、申立人の申立期間の保険料を納付したとする妻は、申立書類の記載及び当委員会の審議前の聴取の段階では、申立期間の保険料の納付について、3か月ごとに1万円ぐらい（月額3,000円から3,300円）を10回以上にわたり集金人に納付したとしていたのに対し、口頭意見陳述時には、申立人に係る国民年金加入手続をした昭和49年10月から、昭和49年度分の現年度保険料を一括納付したとされる50年3月までの間に、2～3回ぐらいで毎回1万円に満たないぐらいの金額を納付したとする主張に変更するなど、申立期間の保険料の納付に係る記憶には曖昧な面も見受けられる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から55年4月まで

私は平成5年に会社を退職後、翌年1月に国民年金の加入手続をするため市役所に出向いた際、昭和54年8月から55年4月までの国民年金の保険料が納付されていないと言われた。未納分の保険料は高額だったが老後のことを考えて納めた。

保険料を納付したことが分かるものは何も無いが、納付のあったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成6年1月に市役所で国民年金加入手続を行った際、市の職員に昭和54年8月から55年4月までの9か月の国民年金保険料が未納であると言われて、同期間の保険料を納付したとしているが、保険料納付の時効である2年間よりもさかのぼって保険料を納付することはできないことから、平成6年1月の国民年金加入手続時に申立期間の保険料の納付を求められたとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に関して、未納分の保険料と延滞金を含めて30万円ほどを納付したとしているが、通常、未納期間の保険料の納付に延滞金を伴うことは無く、申立人の主張は国民年金保険料の納付に係る主張とは考え難い。

さらに、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿から、申立人が主張するとおり、平成6年1月に国民年金加入手続を行っていることは確認できるが、オンライン記録上、申立人の国民年金被保険者資格取得日も同年1月とされていることから、申立人は、申立期間について国民年金には未加入とされている。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から57年3月まで

昭和55年1月ごろ、国民健康保険に加入するためにA市B出張所に行った際、職員に勧められたので国民年金にも加入した。この加入手続以降、国民年金保険料は毎月定期的に送付されてきた納付書を父親に渡し、父親が勤務していた金融機関で納付した。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年1月ごろ、A市で国民年金加入手続を行い、以降、国民年金保険料は、毎月定期的に父親が納付書により勤務していた金融機関で納付したとしているところ、申立人及び申立期間の保険料を納付していたとする父親共に申立期間の保険料額についての記憶は無い上、同市では、申立期間当時、保険料は3か月ごとの納付であったことから、申立人及びその父親の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、申立人は、前述のとおり、加入手続以降、保険料は毎月定期的に納付していたとしていることから、申立人の主張は申立期間の保険料を現年度納付していたとするものとみられるが、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年7月に払い出されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続の際にさかのぼって資格取得日を55年*月*日とする事務処理がなされたものとみられる。このことは、A市の国民年金被保険者名簿に手帳交付日が57年7月1日と記載されていることが確認できる上、申立人が唯一所持し

ているとする国民年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金には未加入となり、申立人が主張するように当該期間の保険料を現年度納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間の保険料は、時効により納付することはできず、同年4月から57年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるものの、この過年度納付に必要となる保険料額は9万9,240円となるが、申立人及びその父親共に毎月定期的に納付していた保険料以外に多額の保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年11月まで
会社を退職した後、平成9年4月ごろにA町役場で国民年金加入手続を行った。国民年金保険料は加入手続後、B社会保険事務所(当時)から郵送されてきた納付書により金融機関で納付していた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月ごろにA役場で国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をB社会保険事務所から郵送されてきた納付書により金融機関で納付していたとしているところ、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付周期及び納付金額についての記憶は無いとしている上、申立期間当時、現年度納付書は市町村役場が発行・送付することとされていたことから、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入(平成9年1月)後の12年3月31日とされており、申立人の基礎年金番号は、申立人が所持する年金手帳に記載されている昭和57年3月6日に付番された厚生年金保険の記号番号と同一であることが確認できるほか、申立人は、平成9年4月1日付けで未加入期間国年適用勸奨者とされ、12年8月21日に「未適用者一覧表」が作成されている。このため、申立期間は国民年金未加入期間となり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立期間以降も未納が散見される上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から45年3月まで

20歳になった昭和43年*月ごろ、義母に国民年金加入手続を依頼し、義母が保険料の徴収に来ていた集金人に私の国民年金加入手続を行ったと記憶している。加入手続以降は義母が私たち夫婦の分も一緒にまとめて三人分の保険料を集金人に支払っているのを常に同席して見ていた記憶がある。義母は既に亡くなっており、保険料を納付していたことを示す資料は無いが、義母や夫には保険料の未納は無く、私の申立期間の保険料のみが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするその義母も既に死亡していることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、加入手続した昭和43年*月以降の保険料はその義母が2、3か月ごとに自宅に来た集金人（国民年金推進員）に納付していたとしているところ、申立人は、「集金人は義母と夫については国民年金手帳に印を押していたが、私の国民年金手帳が無かったので、何回か手帳の交付を請求したところ、集金人が、現在、所持するこの国民年金手帳の発行日である47年11月18日以降に持ってきた。」としているが、当時、保険料の徴収は国民年金手帳による印紙検認方式を採っており、集金人が国民年金手帳を所持しない者から保険料を徴収していたとは考え難い上、申立人は、申立期間直後の45年4月から47年3月までの保険料を一括して48年2月26日に金融機関で納付した「納付書・領収証書」を所持しており、申立人の義母が2、3か月ごとに集金人に保険料を納付していたとする申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 9 月 25 日に払い出されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続の際にさかのぼって資格取得日を 43 年*月*日（20 歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、前述の申立人が所持する国民年金手帳の発行日が 47 年 11 月 18 日とされ、当該手帳に記載されている資格取得日も 43 年*月*日とされていることとも符合する。このため、申立期間当時、申立人は国民年金には未加入であったことになり、申立期間の保険料を申立人の義母が集金人に納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から9年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から9年7月まで

私が20歳になった平成6年*月に、母親が区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。保険料は、母親が兄の分と一緒に自宅近くの金融機関で納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が平成6年*月に申立人の国民年金の加入手続を行ったとしている。

しかし、申立人が平成6年*月に国民年金の加入手続を行っていた場合には、国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されることとなるが、オンライン記録には、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無いほか、基礎年金番号制度が施行された9年1月に、申立人に国民年金手帳記号番号が基礎年金番号として付番された形跡も無く、オンライン記録では、申立人には11年9月6日に新たに基礎年金番号が付番されたことが記録されており、申立人が唯一所持する年金手帳にも交付年月日は同日と記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は、基礎年金番号制度施行後の平成11年9月ごろに行われ、その際に、申立人が20歳になった6年*月にさかのぼって国民年金の資格（第1号被保険者）を取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人の国民年金加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、オンライン記録には、申立期間の直後の平成9年8月から11年3月までの国民年金保険料が同年9月28日に納付されたことが記録されている。このことから、申立人の国民年金加入手続が同年9月ごろに行われ、その際に、時効とならず納付可能な期間の保険料を過年度納付したと考えるのが自然

であるほか、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、その母親が行ったとしているが、母親に事情を聴取することについては、申立人の了承が得られず、その状況を確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年6月まで

私は、A市へ転居してから職探しのため仮住まいをしていた。昭和49年6月に就職が決まると同時に住所を同市内に定めたので、同市役所に行って国民年金の手続を行った。その時、それまで未納であった申立期間の6か月の保険料を窓口で一括納付したので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年6月に払い出されている。申立人は、この国民年金手帳記号番号により、同年4月に国民年金の資格を取得し、47年4月に資格を喪失しており、申立人は、この後、A市へ転居後の49年6月に同市役所で国民年金の手続（資格再取得、住所変更手続等のことと考えられる。）を行ったとしている。

しかし、オンライン記録では、申立人が昭和47年4月に国民年金の資格を喪失後、資格を再取得したのは53年2月とされており、申立人が所持する国民年金手帳でも、申立期間の資格再取得記録及びA市の住所は記載されていない。このことについて、申立人は、国民年金の手続の際、国民年金手帳を同市役所へ持参したが、国民年金担当窓口の職員が、国民年金手帳の必要事項を記載してくれなかったためであるとしている。しかし、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においても、47年4月資格喪失、53年3月資格再取得（後日に、同年2月再取得と訂正。）と記載されている。このため、申立期間当時、申立人の国民年金の資格再取得手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立期間当時は、申立人の夫は共済組合員及び厚生年金保険被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当する。任意加入の対象期間

については、制度上、加入手続の時期からさかのぼって資格取得することはできず、保険料をさかのぼって一括納付することはできない。このため、申立人が国民年金の手続を行ったとする昭和49年6月ごろの時点では、同年5月以前にさかのぼって資格取得することはできない上、同年6月は、申立人は厚生年金保険被保険者であり国民年金保険料を納付できる期間ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和49年6月ごろの時点では、申立期間のうち、同年1月から同年3月までの保険料は過年度保険料、同年4月から同年6月までの保険料は現年度保険料となる。A市では、国庫金である過年度保険料を同市役所窓口で受領することは無かったとしており、申立期間の保険料を同市役所の窓口で一括納付したとする申立人の説明と相違する。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、上記の昭和46年6月に払い出された国民年金手帳記号番号以外の国民年金手帳記号番号が、申立期間当時にA市で申立人に払い出された記録は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年3月まで

申立期間当時に同居していた家族は国民年金保険料を納付しており、私だけが未納とされていることは納付できない。当時のことを知る者が亡くなっているため、その状況は確認できないが、申立期間について、両親が私の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に、その両親が、申立人の国民年金加入手続を行い、家族の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと述べている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年8月にA市B区でその姉と連番で払い出されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が住民登録していたとする同市同区及び申立人が下宿していたとするC市で、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和50年8月ごろに行われ、その際、20歳到達月である48年*月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人の加入手続は行われておらず、両親が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される昭和50年8月ごろの時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった。しかし、国民年金手帳記号番号が申立人と連番である姉も、申立期間を含む昭和49年度以前の保険料は未納とされているなど、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとする両親のうち父親は死亡しているほか、母親は当時のことは分からないとしており、その状況を確認することはできない。

加えて、申立期間について、両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、昭和48年9月に父親とA社会保険事務所（当時）へ行き、国民年金の加入手続を行い、父親が44年5月から49年3月までの保険料を納付してくれた。婚姻後にB市へ転居し国民年金手帳を紛失したので再発行手続をした。交付された年金手帳は新規加入として手続されたため、婚姻前にA社会保険事務所へ納付した記録の一部が無くなってしまった。B市で加入したのではなく、A社会保険事務所へ加入手続を行い、その直後に父親の銀行口座から現金を引き出して保険料をまとめて納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親は、申立人がC市D区に居住していた昭和48年9月に国民年金の加入手続を行い、その際に44年5月から48年3月までの保険料を特例納付するとともに、申立期間を含む49年3月までの保険料を現年度納付したとしている。しかし、第1回特例納付は47年6月までで終了し、第2回特例納付が開始されたのは49年1月であることから、48年9月の時点では、特例納付は行われていない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の婚姻（昭和50年1月）後の同年11月にB市で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、C市D区で申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、第2回特例納付（実施期間は昭和49年1月から50年12月まで）により、44年5月

から48年3月までの保険料が納付されたことが記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和50年11月ごろに行われ、この加入手続後に44年5月から48年3月までの保険料を特例納付したものと推認される。しかし、第2回特例納付により納付できるのは48年3月までの保険料とされていたことから、申立期間の保険料を特例納付することはできず、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、時効により、申立期間の保険料を過年度納付することもできない。

加えて、A社会保険事務所は昭和57年5月までは厚生年金保険の業務は取り扱っていたが、国民年金の業務は取り扱っておらず、48年9月に同社会保険事務所で国民年金の加入手続及び特例納付を行ったとする申立人及びその父親の説明と矛盾する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から51年3月まで
私は、国民年金の加入手続をした時期は分からないが、誰かから20歳までさかのぼって保険料を納付することができるかと教えられ、20数万円を納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、6年以上にわたる申立期間の国民年金保険料を、さかのぼって一括で納付したとしていることから、その納付方法は特例納付以外には無い。申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和54年1月ごろに行われたものと推認され、その時期は、第3回特例納付の実施期間中である。

しかし、申立人は、納付したとする国民年金保険料額について、当初の申立てでは、21万円ぐらいとしており、口頭意見陳述の際には20数万円で、30万円以下だったとしているが、加入手続の時点で、20歳までさかのぼって未納保険料を納付した場合の額は約36万円（特例納付保険料及び過年度保険料の合計）であり、申立人の記憶と相違する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期についての記憶は無い。納付方法についても、納付書受領の記憶は無いほか、郵便局か区役所又は集金人に納付したとしており曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年5月まで

私は、昭和46年3月に会社を退職したので、A市B区役所へ国民年金の加入手続に行った。勤めていた会社の担当者から国民年金に加入するように言われており、私の父親も国民年金の大切さを言っていた。両親も国民年金に加入していたので、保険料は父親が両親の分と一緒に納付してくれていたと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和46年4月ごろに、申立人自身がA市B区役所で国民年金加入手続を行ったと思うとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月に、社会保険事務所(当時)からA市B区に払い出されたものの一つであり、申立人はこの国民年金手帳記号番号により52年1月に任意加入として国民年金の資格を取得している。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人が居住していた同区で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人は、申立期間当時から氏名変更は無く、同区から転出したことも無いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が唯一所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」は、昭和52年1月28日から46年4月1日に訂正されており、オンライン記録及びA市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では、平成8年12月に、申立期間の資格記録(昭和46年4月に強制加入として資格取得、48年6月資格喪失。)が追加で記録されたことが記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和52年1月に行われ、そ

の際には、同年1月に任意加入の資格のみを取得し、申立期間の資格は平成8年12月に記録の追加により取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとするその父親は死亡しており、その状況について確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から平成4年3月まで

私は、町内会の集金で国民年金保険料を納付していた。毎月27日に町内会の寄り合いがあり、婦人会と納税組合で各種の税金や保険料等を徴収していた。国民年金保険料は、婦人会が徴収しており、寄り合いでは、国民年金保険料とほかの税金等を合算して納付していたので、国民年金保険料額は覚えていないが、毎月納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に、町内会で各種税金等を納付していたことから、この中に国民年金保険料も含まれていたはずであるとしているが、納付していた国民年金保険料の額についての記憶は無いほか、納付していたとする期間についての明確な記憶も無い。

また、申立人は、申立期間当時に、国民年金保険料の納付勧奨や督促を受けたことは無いとしている。しかし、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の昭和54年度から57年度までの欄には、各年度、「納付書送付」との記載がある。これは、申立人が保険料をA市で現年度納付しなかったため、社会保険事務所（当時）から過年度納付書が送付されたものとみられるほか、同市が作成していた申立人の国民年金被保険者名簿には、昭和62年1月に「訪宅するも留守（不在差置）」との記載があり、同市による納付勧奨が行われていたことがうかがわれる。

さらに、A市では、申立期間当時には納付書を発行しており、婦人会が国民年金保険料を集金した後、金融機関で納付書により納付していたとしている。申立期間は15年間と長期に及び、この間、申立人が婦人会に保険料を納付し、

婦人会がこれを金融機関で納付したにもかかわらず、そのすべてが行政の管理する申立人の年金記録から欠落したとは考え難い。

加えて、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻も申立期間は未納と記録されているほか、現在、申立人が所持する国民年金手帳記号番号以外の別の国民年金手帳記号番号が申立期間当時に払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月6日から61年1月15日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和60年5月から61年1月までの被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除を証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社及び同社が加入していたB健康保険組合は、当時の資料等は保管していないとの回答であり、C厚生年金基金は、申立人に該当する者の記録は無いとの回答であり、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない上、申立人が挙げる同僚を含め、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立期間当時、従業員は10人くらいだった。しかし、申立人のことは知らない。」と証言している。

また、A社及び同社の現在の事業主は、「当社は、加工業であり、きつい仕事であるため、短期間で退職する者が多い。そこで、当時も現在も、従業員を雇用する場合には、試用期間があること、入社から3か月間ぐらい様子を見て雇用保険に加入させること、更に、3か月間ぐらい様子を見て正社員として採用し、この段階で厚生年金保険の被保険者資格を取得させることとしている。このことは、雇用する際には、きちんと説明している。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3265

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月1日から平成19年10月1日まで

私が所持しているA社の給料支払明細書に記載されている給与支給額は、社会保険事務所(当時)の標準報酬月額を大幅に上回っているので、同社に勤務した申立期間について、私の標準報酬月額及び標準賞与額が適正なものか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成9年12月から19年9月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書(15年12月、16年3月から同年8月まで、17年3月から同年6月まで、18年3月から同年8月まで、及び19年3月から同年8月までに係るもの)、及びA社から提出された賃金台帳(9年12月から19年9月までに係るもの)に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、当該給料支払明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該期間のうち、平成11年10月から15年2月まで、同年4月から16年9月まで、17年8月から18年8月まで、及び19年8月において、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成9年12月から11年9月まで、15年3月、16年10月から17年7月まで、18年9月から19年7月まで、及び同年9月については、当該給与支払明細書及び賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

申立期間のうち、昭和53年9月から平成9年11月までの期間については、申立人から給料支払明細書の提出が無く、A社においても賃金台帳が保存されていないものの、B厚生年金基金から提出された加入員給与月額算定基礎届及び報酬月額変更届により、申立人に係る同基金の記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

- 2 申立期間のうち、賞与額の相違について申し立てられている期間については、申立人から提出された賞与金明細書（平成16年8月、17年12月、18年8月、同年12月及び19年8月に係るもの）、及びA社から提出された賞与金明細書（15年8月、同年12月、16年8月、同年12月、17年8月、同年12月、18年8月、同年12月及び19年8月に係るもの）に記載されている賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と一致（15年8月を除く。）していることが確認できる。

また、当該期間のうち、平成15年8月については、A社から提出された賞与金明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額がオンライン記録の標準賞与額を超えず、当該賞与金明細書に記載されている賞与額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と一致していることが確認できる。

- 3 このほか、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年 8 月 3 日から39年 8 月20日まで

私は、申立期間にA事業所で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚が、申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、昭和43年12月 1 日に全喪しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の同事業所における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が記憶している先輩及び上記の同僚がA事業所に勤務していたことを記憶している同事業所の親族にも、同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同事業所では、従業員全員を対象に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがわれる。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 7 月から同年 12 月ごろまで

私は、申立期間にA事業所で設営業務などに従事し、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるのに、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA事業所の厚生年金保険被保険者資格のある同僚が、申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず、当時の事業主も死亡していることから、申立人の同事業所における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間当時の被保険者数は 10 人であるところ、上記の申立人を記憶している同僚は、「当時、従業員は仕事量によって増減があり、多い時は 40 人前後の従業員が働いていたが、正社員は仕事の中心となる 10 人前後であった。」と証言している。

さらに、A事業所で厚生年金保険の被保険者記録がある別の同僚は、「私は昭和 32 年ごろに採用されたが、厚生年金保険の被保険者資格は 2 年後の 34 年に取得している。32 年当時、現場の従業員はほとんどが日給月給か日雇であった。」と証言していることから、当時のA事業所では、すべての従業員を対象に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 11 日から 46 年 8 月 12 日まで
私は、申立期間にA社で勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。
しかし、当時、寮で一緒に生活していた同僚には厚生年金保険被保険者記録があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社で厚生年金保険被保険者資格のある複数の同僚が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、平成4年3月*日に解散し、当時の事業主は死亡している上、当該事業主の妻は、「当時の書類は廃棄した。」と回答していることから、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が提出した当時の写真には同僚9人(申立人を除く。)が写っているものの、このうち、申立人が記憶している同僚2人には、A社の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同社では、従業員全員を対象に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがわれる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 8 月 21 日から 23 年 10 月 13 日まで
私は、姉夫婦がA社で技術作業員をしていたこともあって、同社の技術作業員に応募し正社員として採用され、地元で申立期間に技術作業員をしていた。

しかし、A社の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の仕事内容に関する証言が具体的であることから、勤務した期間は定かではないが、申立人がA社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A社は、「申立期間当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得させるか否かの判断は、職種ではなく、社内の身分（正社員かどうか）で行っていた。」と回答しているが、申立期間当時の関係資料を保存していないため、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が、A社で技術作業員をしていたとする申立人の姉とその夫には、同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は、「技術作業員の社員には、正社員と嘱託社員がおり、地元や夫婦で技術作業員をしていた者は、嘱託社員が多かった。」と証言していることから、申立人は、嘱託社員として勤務していた可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3270

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月21日から44年5月1日まで

申立期間当時、A社に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の長男は、「中学3年の12月から中学を卒業するころまで、A社に勤務していた亡父と同居していた。」と証言しているが、この証言に該当する期間は、申立期間より前の昭和41年12月から42年3月ごろまでの期間であると考えられるとともに、申立期間当時の同社の事務担当者及び複数の元従業員が「同社内に下請会社のB社があった。」と証言しており、B社における申立人の厚生年金保険被保険者期間とほぼ一致する。

また、A社は平成10年5月23日に全喪しており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社の元従業員の中に申立人を記憶している者も見当たらず、申立人には、申立期間における雇用保険の記録も確認できない。

加えて、申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から27年8月1日まで

私は、昭和26年2月1日にA社B支店に臨時工として入社し、32年には正社員として採用された。私の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は27年8月1日とされているが、臨時工として入社した時から厚生年金保険の被保険者であったので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された履歴書及び同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者の資格を昭和27年8月1日に取得した者のうち、連絡の取れた3人は、いずれも同日以前から同社に勤務していたと証言しており、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、A社は、申立期間当時の資料を保管していないとしており、申立人が記憶する当時の人事担当者も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに係る関連資料及び証言を得ることはできない。

さらに、申立人は、「A社B支店で正社員になる前に、C社に6か月ほど転籍していた。」としているが、申立期間における同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前及び健康保険整理番号の欠番は無く、同社も当時の状況は不明であるとしており、申立人の同社における勤務実態は確認できない。

加えて、申立人のA社B支店に係る雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同じ昭和27年8月1日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3272

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月9日から24年1月1日まで

私は、戦中から戦後にかけてA社B支店に3年ほど勤務していた。昭和19年10月1日から20年9月9日までの期間については、社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の被保険者記録が見付かったが、申立期間についても、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の承継会社が設立しているC健康保険組合から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届別紙」には、資格喪失日の記載は無いものの、社会保険事務所への資格喪失届の提出日と考えられる日付(昭和20年9月13日)の記載が確認できるとともに、申立人に係る退職金の支給額が記載されていることから、申立人は、同年9月初旬にA社を退職したことがうかがえる。

また、申立人は、A社B支店における勤務期間、同僚の名前及び厚生年金保険料の控除について記憶が曖昧である上、申立人と同日の昭和20年9月9日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している複数の同僚に照会しても、申立人を覚えている者はおらず、周辺事情を調査することができない。

さらに、申立てに係る事業所の人事記録等を管理するD社は、申立人に関する資料は保管していないとしており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月から23年12月まで

私は、昭和22年3月に学校を卒業して同年4月に設立されたA社に就職した。同社は、当初は従業員が私一人だったため社会保険には入れなかったが、入社して3か月たったところに風邪を引き、事業主に頼んで社会保険に入れてもらったので、同社の関連企業で厚生年金保険被保険者の資格を取得したはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間より後の昭和25年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない上、同社は、申立人の勤務実態について不明と回答している。

また、A社の関連企業であるB社及びC社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったが、両社もA社と同様に、申立人の勤務実態について不明と回答しており、当時の事業主（3社の代表取締役）も既に他界していることから、申立人の両社における勤務実態は確認できない。

さらに、申立人がA社で一緒に勤務していたと記憶している同僚二人は、申立人と同様に申立期間に同社、B社及びC社での厚生年金保険被保険者記録は確認できず、A社が適用事業所となった日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該同僚二人からも、申立人の勤務実態をうかがわせる証言は得られない。

加えて、申立人は、「入社して3か月たったところに風邪を引き、病院に通った。」と主張しているが、病院の名称や所在地について覚えておらず、周辺事情を調査できない。

このほか、B社及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間及びその前後における健康保険の整理番号の欠番も無く、申立人の申立期間に

おける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び
周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月から 33 年 11 月まで
② 昭和 36 年 9 月から 38 年 9 月まで

申立期間①及び②については、A事業所及びB事業所に勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の申立内容から判断して、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、商業登記簿により法人登記されていたことは確認できるものの、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A事業所は昭和 44 年 5 月に解散しており、当時の役員は所在不明である上、申立人は、同僚の名字しか記憶していないため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

申立期間②については、申立人の申立内容及び同僚の証言から判断して、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所は、商業登記簿により法人登記されていたことは確認できるものの、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人が記憶している同僚は、「私はB事業所に 23 年間勤めていたが、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と証言している上、オンライン記録により、当該同僚は、同社在職中の昭和 36 年 4 月から平成 3 年 1 月まで国民年金の被保険者として保険料を完納していることが確認できる。

さらに、B事業所は昭和 59 年 7 月に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から32年12月1日まで
昭和27年5月に入社して、29年9月に運転免許を取得するまでは助手として働き、免許取得後は運転手として勤務した。厚生年金保険の被保険者記録は32年12月1日資格取得となっているが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人はA社B支店において昭和32年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、それ以前の27年5月から同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、「私は、昭和28年6月ごろ、A社B支店に助手として入社し、運転免許を取得した29年10月からは運転手になった。しかし、厚生年金保険の被保険者記録は33年1月1日資格取得となっており、助手や入社したばかりの社員は厚生年金保険の被保険者資格を取得させないという話を聞いた覚えがある。」と証言している上、別の同僚には、同社での被保険者記録は確認できない。

また、A社は、「申立期間当時のデータは保存しておらず、厚生年金保険の事務手続などについては何も分からない。」と回答している上、同社の当時の所長は既に死亡しており証言が得られない。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 1 日から 32 年 3 月 1 日まで
職業補導所の紹介で、同所卒業後、A社に機械工として勤務したが、勤務していた期間の一部が厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚の多くが、「当時、同社には試用期間があった。」と証言しており、これらの同僚のうち、試用期間は12か月ぐらいであったとする者が複数みられる上、当該同僚については、試用期間中における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、A社は、昭和 63 年 8 月 31 日に全喪しており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳における申立人の被保険者記録は、昭和 32 年 3 月 1 日資格取得、同年 4 月 1 日資格喪失となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 26 日から 48 年 12 月 1 日まで

昭和 46 年 4 月から A 社に勤務したが、同年 7 月 19 日から同年 8 月 26 日までの 1 か月の被保険者記録のみで、その後、48 年 12 月 1 日に至るまでの年金記録が無い。同社に入社し、退職するまで一度も会社を辞めていない上、申立期間における出来事を記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人から提出された表彰状から判断して、申立人は、申立期間について、正確な時期は特定できないものの、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の初回の資格取得日(昭和 46 年 7 月 19 日)及び資格喪失日(46 年 8 月 26 日)、並びに 2 回目の資格取得日(48 年 12 月 1 日)及び資格喪失日(53 年 3 月 21 日)は、いずれもオンライン記録と一致している上、初回の資格喪失日の 4 日後に、健康保険被保険者証が社会保険事務所(当時)に返納されていることが確認できる。

また、申立期間当時の A 社の事業主は、「従業員の出入りが激しいため、厚生年金保険については、入社してすぐに取得させる取扱いはしておらず、再入社の場合は、相当の期間を置いた上で、本人から申出があれば取得させる取扱いとしていた。」と証言している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚を含め、A 社の複数の同僚は、「自分自身が記憶している勤務期間に比べ、厚生年金保険の被保険者期間の記録は短い。被保険者記録が無い期間の保険料控除については、記憶が無い。」と証言して

いる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月2日から31年9月1日まで
A社で職人として働いていた。毎月、厚生年金保険料を給与から控除されていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は平成7年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主も既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人は同僚の名前を覚えていないが、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、「私は昭和27年3月に入社したが、入社して2、3年した時、会社の業績が悪くなり、何人か辞めた時期があった。申立人もその中にいたと思う。」と証言している。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚10人が申立人と同様に、昭和29年11月ごろに被保険者資格を喪失していることが確認できるが、当該10人は、いずれも死亡又は連絡先が不明であり、申立期間当時の厚生年金保険の控除に係る証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3279 (事案 1276 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月31日から39年2月1日まで
② 昭和39年8月1日から42年9月1日まで

申立期間①及び②について記録訂正の申立てを行ったが、平成21年5月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

しかし、私は、その結果に得心がいかず、記憶をたどって調べた結果、申立期間についてはA社に籍を置きつつ、B社の立ち上げから解散まで3年程度は勤務していたことを思い出したので、申立期間のうち、3年程度はB社での厚生年金保険被保険者であったと思う。また、同社解散後もA社に籍を置きつつC社を設立するなどしていたため、B社で勤務していた期間以外についても、これらの会社で厚生年金保険の被保険者であったと思う。

申立期間当時は妻子を扶養しており、健康保険証が絶対必要であったので健康保険証が無かったとは考えられない。そのため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社には、申立期間当時の関係書類は保管されていない上、申立人が記憶している同社の社員から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができず、また、申立人は昭和34年12月から45年ごろまでの期間について、同社に籍を置きながらも、親族などが経営するほかの複数の事業所にも勤務していたとしているが、それらの事業所についても当該期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないなどの理由から、厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年5月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間当時、B社の設立から解散まで勤務していたので、同社での厚生年金保険被保険者期間が昭和39年2月1日から同年8月1日までしかないというのは不自然であり、その前後を含めて3年程度は同社で厚生年金保険被保険者であった。」と主張している。

しかし、オンライン記録及び商業登記簿によると、B社は、昭和37年8月1日から42年7月25日まで存在していたことが推認できるものの、申立人が同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した39年2月1日以前に同社での被保険者記録がある者に聴取しても、申立てを裏付ける証言を得ることはできず、また、申立人が同社で被保険者資格を喪失した同年8月1日に同社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以後の申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立人は、「B社で勤務していた期間の前後は、A社に勤務しつつほかの会社の設立に関わっていたため、B社での勤務期間以外についても、A社又はほかの会社で厚生年金保険の被保険者であった。」と主張しているが、それを裏付ける新たな事情は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 3280 (事案 1563 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月17日から35年5月1日まで
② 昭和36年12月1日から37年2月1日まで

申立期間①及び②について、平成21年8月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとの通知をもらった。

しかし、当時は終戦後の不安定な社会情勢にあつて、零細企業は自社の受注が無い場合に同業者に従業員を応援させるなどしており、申立期間①については、私も同業他社へ手伝いに行かされた記憶があり、当該期間も継続してA事業所で勤務していた。また、申立期間②については、B社退職後、間を置かずにC社に入社したので、被保険者期間の空白があるのはおかしい。

そのような当時の状況を斟酌せず、零細企業で勤務していた人々を救済しないというのは納得できないし、私は、申立期間について給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人の妻及び弟は、当該期間について申立人が自営で陶器関係の仕事をしていたと証言していること、及び申立人が勤務していたと主張しているA事業所の同僚からは、申立内容を裏付ける証言が得られないことなどから、また、申立期間②に係る申立てについては、申立人の妻及び弟がB社において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人の妻及び弟は、3人が同日に退職したと証言していること、当時同社に勤務していた複数の同僚に照会しても、申立内容を裏付ける証言が得られず、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料

及び周辺事情は見当たらないことなどから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年8月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間①は、自営ではなく、同業他社に応援として出向いて仕事をした記憶があり、継続してA事業所で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」とし、また、「申立期間②は、B社を退職してすぐにC社に入社したため、被保険者資格記録に空白があるのはおかしい。」として、前回の決定に納得できない旨主張している。

しかし、申立期間にA事業所及びB社における厚生年金保険被保険者記録がある者に聴取しても、申立内容を裏付ける証言を得ることはできず、ほかに申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月16日から44年3月31日まで

私は、友達の紹介でA社に勤務したが、ねんきん特別便を見たら同社での被保険者記録が無かったので、厚生年金保険被保険者記録の照会を行ったところ、同社での被保険者記録が見つかったものの、被保険者期間は昭和43年8月1日から同年8月16日までしかなかった。

勤務期間がわずか半月ということは考え難く、結婚のために退職した昭和44年3月末までA社に勤務していたことは確かであるので、保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者18人に確認し6人から回答を得たところ、このうち1人が「具体的な勤務時期は記憶に無いが、申立人は数か月間は勤務していた。」と証言していることから、申立人の被保険者記録が確認できる期間以外の申立期間の一部についても同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人の雇用保険の被保険者記録は、昭和43年8月10日取得、同年8月15日離職であることが確認でき、当該記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録とほぼ符合している。

また、A社は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない上、申立人を同社に誘ったとする同僚及び申立人が名前を挙げた同僚には、同社における被保険者記録が確認できるものの、いずれも死亡又は連絡が取れず、当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3282

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月ごろから21年6月27日まで
② 昭和28年2月4日から28年6月1日まで

私は、昭和20年12月ごろにA社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は21年6月27日とされているため6か月が空白となっている。また、B社には、28年2月に入社したが、資格取得日は同年6月1日とされているため、4か月が空白となっている。

しかし、私は、申立期間も確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管している申立人に係る従業者名簿、及び同社の証言により、申立人が申立期間を含む昭和20年12月5日から28年1月31日まで同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格取得日である昭和21年6月27日には、申立人を含め76人が同時に資格取得していることが確認できるとともに、同社保管の従業者名簿で入社時期が確認できる複数の同僚は、入社から厚生年金保険の資格取得まで2か月から7か月の空白期間があることが確認できることから、申立期間当時、同社においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものと認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が申立期間を含む昭和28年2月4日から59年12月31日までB社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格取得日である昭和28年6月1日には、申立人を含め34人が同時に資格取得して

いることが確認できるとともに、当該同僚のうち複数の者は、入社時期と厚生年金保険の資格取得日に3か月から4か月の開きがあるとしている上、中には、当該期間は厚生年金保険の被保険者ではなかったとする同僚もいることから、申立期間当時、同社においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものと認められる。

また、B社からは、申立期間当時の人事記録等、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月28日から42年1月5日まで

私は、申立期間の初めからA社に入社したが、厚生年金保険の資格取得日は昭和42年1月5日で、実際に入社日より1年以上後とされている。申立期間も同社に勤務していたことは確かであるし、入社時に健康保険証をもらった記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚を含め、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録がある複数の者に確認したが、申立人が申立期間において同社に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

また、当該同僚のうち、出勤簿等の管理を行っていたとする同僚は、「申立人から、1年以上厚生年金保険料が給料から引かれていないと相談を受けた覚えがある。」としていることから、申立人が昭和42年1月5日以前からA社に勤務していたものの、申立期間以外の期間における厚生年金保険料は控除されていなかった可能性がうかがえる。

さらに、A社は、当時の関係書類は保管しておらず、関係者も死亡しているため、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについては不明であると回答している。

加えて、申立人が申立期間当時に病院にかかったと記憶しているB病院は、当時の記録は残っていないとしており、申立てに係る周辺事情を調査できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から40年11月1日まで
② 昭和53年11月から55年9月まで

私は、義父に頼まれて、勤めていた会社を辞め、すぐにA社に移った。前の会社の資格喪失日が38年7月31日であるので、同年8月には同社で勤務していたはずであるが、厚生年金保険の資格取得日は40年11月1日とされている。義父から、厚生年金保険の手続はきちんと行ったと聞いていたので、申立期間①の被保険者記録が無いのは納得できない。

また、申立期間②も知人が経営する事業所で勤務していたことは確かである。

したがって、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の現在の事業主及び同僚の証言から判断して、申立人が申立期間に同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和39年4月から40年9月まで国民年金に加入し、同年9月25日に国民年金保険料を一括して納付していることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日はいずれの記録も昭和40年11月1日であるとともに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出時期は同年11月10日であることが確認でき、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な状況は見当たらない。

さらに、A社には、申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連

資料は残っていない上、申立期間当時の事業主及び事務担当者はいずれも死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることもできない。

申立期間②について、申立人が記憶しているB社の状況は申立期間当時に同社の被保険者であった者の記憶と符合していることから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できるものの、勤務時期は推認できない。

また、申立人は、B社の次に勤務したC社の入社時期は、昭和55年4月であったとしており、申立期間②のうち一部が重複している。

さらに、B社は昭和62年5月に全喪しており、現在、申立期間当時の事業主の親族が別の事業を営んでいるものの、同社に係る人事記録等は保管されていない上、同社の被保険者であった者に聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から36年3月1日まで

私は、A社の上司の推薦により、昭和28年に同社に入社し、平成6年2月28日まで継続して勤務した。

ねんきん特別便により、昭和31年8月1日から36年3月1日までのA社が施工した公共施設とB湾復旧工事の事務所で勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。当時の給与は現金支給で、厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録、同社から発行された退職証明書及び同社が施工した公共施設の工事とB湾復旧工事の事務所で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、賃金台帳などの資料は保管していないが、人事記録によると、申立人の正社員登用は昭和47年2月1日であり、申立期間当時は、現地採用の傭人という資格であったと考えられ、傭人の場合は、C健康保険組合の健康保険には加入させるが、厚生年金保険は被保険者資格を取得させる場合と取得させない場合があったが、その基準は不明と回答している。

また、申立人と同時期にA社D支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち、申立人と同じ傭人であったと考えられる複数の同僚には、申立期間の被保険者記録がある者と無い者がいる上、申立人と同様に、被保険者記録の途中に空白のある者もあり、同社の回答と符合する。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人のA社本店における昭和28年11月1日から31年8月1日までの期間の厚生年金保険記号番

号と同社D支店における36年3月1日から平成6年3月1日までの期間の厚生年金保険記号番号は別の記号番号である上、厚生年金保険記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社D支店における資格取得日は、いずれの記録も昭和36年3月1日であるとともに、厚生年金保険記号番号の払出時期は、同年4月19日であることが確認でき、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な状況は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に勤務していた公共施設の工事とB湾復旧工事の事務所はA社本店及び同社D支店の管轄であるが、同社本店及び同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名及び整理番号の欠番は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月10日から同年9月まで

私は、A社に昭和63年3月10日に入社し、同年9月まで勤務した。外務員として同社B支店が開店する前から営業をした。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員名簿及び当時の支配人の証言から判断して、申立人は、昭和63年3月10日に同社に入社し、正確な期間は明らかでないが、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人は、申立期間において夫の扶養家族として国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できる。

また、A社の当時の支配人は、「申立人を覚えている。当時パート社員を150人ほど募集したが、オープン当時は研修が主体だったので、当初は誰も厚生年金保険被保険者の資格を取得させていない。資格を取得させ始めたのは、オープンから半年くらい経ってからだった。」と証言している。

さらに、A社の総務担当者は、「申立人は外務員として入社した。外務員は厚生年金保険被保険者資格の取得を希望する者だけが、会社に申請して取得していた。申立人がその手続をしたかどうかを名簿で確認したが、申立人の名前は無かった。」と証言している。

加えて、申立人には、申立期間における雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 22 日から 44 年 12 月 31 日まで
私は、出産を理由に申立期間に勤務していたA社を退職し、その際に、B社に係る脱退手当金を請求して受領したが、A社に係る脱退手当金は受給していないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していたA社退職時に、それより前に勤務していたB社に係る脱退手当金についてのみ、A社の担当者に依頼して請求したとしているところ、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書によれば、昭和45年2月19日に社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同年4月8日に支給決定されていることが確認できる上、申立人が使用された事業所としてA社及びB社の両社名が記載されており、両社で勤務した期間が脱退手当金の支給額に算入されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、その右側には脱退手当金の請求受付日として「45. 2. 19」が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、申立人が勤務したA社及びB社の両社の被保険者期間がその計算の基礎とされ、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金裁定請求書の受付日から約1か月半後の昭和45年4月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月5日から38年5月1日まで
② 昭和38年7月29日から同年12月31日まで
③ 昭和39年3月2日から同年7月16日まで

申立期間①、②及び③について、社会保険庁（当時）の記録では脱退手当金を受給したことになっているが、申立期間①より前に勤務していた事業所に係る脱退手当金については受給した記憶があるが、申立期間に係る分については、受給していない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③並びに申立人が脱退手当金を受給したとする申立期間①より前の期間の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、同一番号であり、当該期間のすべてが脱退手当金の計算の基礎とされており、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該記号番号は、申立期間①、②及び③並びに申立期間①より前の期間と申立期間③より後の被保険者期間とは別番号となっており、申立期間①、②及び③を含めて脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間①、②及び③を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月26日から41年7月11日まで
② 昭和41年7月21日から42年4月29日まで

私は、平成20年10月、社会保険事務所(当時)において年金記録を確認した際、初めて脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金をもらった覚えは全く無いので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として復活させ、年金額に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から5か月後の昭和42年9月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3290

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から32年9月30日まで

私は、昭和25年春ごろから32年秋ごろまでA社に住み込みで働き、33年3月には、B社に住み込みで働いていたことを覚えている。A社で働いていた時の厚生年金保険については、脱退手当金を受給していないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約5か月後の昭和33年3月4日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 5 月 20 日まで
③ 昭和 36 年 6 月 20 日から 37 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

脱退手当金を受け取った記憶も無いし、脱退手当金の制度があることも知らなかった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間④の厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和45年10月5日に重複整理の手続がとられたことが事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年10月15日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間④に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで

私は昭和42年9月末にA社を退職したが、その際、脱退手当金を受給した記憶は無い。当時は、脱退手当金という制度も知らなかったので、脱退手当金が支給された記録とされているのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約2か月後の昭和42年11月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案3293

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月27日から40年9月1日まで
② 昭和40年9月1日から41年7月2日まで

私は、A社とB社に勤務していた期間の脱退手当金を受給した記憶が無い。脱退手当金の手続をした記憶も無いので、被保険者記録を訂正して、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び押印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年10月7日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。